「中央卸売市場施設整備に関する民間資金等活用調査研究事業」 企画提案募集要領

1 募集の趣旨

沖縄県中央卸売市場は、昭和59年の開場以来、集荷、分荷及び価格形成機能等公的な役割を担っているが、現在の市場施設は、衛生や品質管理等において、近年の商環境には十分に対応しきれておらず、施設の機能強化を図っていく必要がある。

令和元年度に「沖縄県中央卸売市場機能のあり方に関する調査事業」を実施し、県中央卸売市場の必要な施設機能を整理したところであり、令和2年度には、施設整備の優先度を整理した施設改修計画を策定している。今後、同計画に基づく施設整備を進めるにあたり、コスト縮減の観点から、民間資金等活用の実現可能性を探る必要がある。

更に、将来を見据えた中央卸売市場の再整備については、今後検討を進めていくうえで、整備に向けた手法や手順、市場関係者の合意形成を図るにあたり必要な情報等を整理する必要がある

2 本企画提案に係る委託業務

(1) 業務名

「中央卸売市場施設整備に関する民間資金等活用調査研究事業」 委託業務

- (2) 委託契約期間 契約締結の日から令和4年3月10日
- (3) 委託業務内容 委託業務企画提案仕様書を参照すること。
- (4) 委託上限額及び経費積算 委託業務企画提案仕様書を参照すること。

3 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規 定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要 件を満たすこと。
- ※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の 各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七 号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2

号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本 企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体である こと。
- (4) 別添企画提案仕様書及び委託契約書の趣旨に則するとともに、県の施 策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる 担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の 主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (6) コンソーシアムの要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満 たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件 を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (7) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、 提案は1件であること。

4 応募方法等

- (1) 参加申込
 - ア 申込期間: 令和3年4月30日(金)~令和3年5月20日(木)17:00
 - イ 提出書類:参加申込書 【様式1】
 - ウ 提出方法:持参、郵送、ファクシミリまたはEメール
 - * 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
 - *郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。
 - ※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。
- <u>(2)</u> 企画提案
 - ア 提出期限: 令和3年5月26日(水)17:00
 - イ 提出書類: 応募申請書 【様式2】

企画提案書及び応募書類一式【様式3~7】

(下記5.参照)

ウ 提出方法: 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

- (3) 質問がある場合は、令和3年5月14日(金)までにファクシミリ、 Eメールいずれかの方法により質問書【様式9】を提出すること。 ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要。 回答は、5月17日(月)以降に当課ホームページへの掲載をもって回答と する。※問い合わせ先は、下記13参照
- 5 提案内容の要件 企画提案仕様書を参照すること。
- 6 提出物

(1)	参加申込	書	٠.	•	٠.	•	 	•		 •	•	•		•	•	•	•	 •	•	【様式1】
(2)	応募申請	書	٠.	•	٠.	•	 	•	•	 •	•	•	٠.	•	•	•	•	 •		【様式2】
(3)	企画提案	書	٠.	•	٠.	•	 	•	•	 •	•	•	٠.	•	•	•	•	 •		【様式3】
(4)	会社概要	書	٠.	•	٠.	•	 	•		 •	•	•		•	•	•	•	 •	•	【様式4】
(5)	積算書		٠.	•	٠.	•	 	•	•	 •	•	•		•	•	•	•	 •	•	【様式5】
	実績書																			
(7)	誓約書	• • • •	٠.	•	٠.	•	 	•	•	 •	•	-		•	•	•	•	 -	•	【様式7】

(8) 参考資料(必要に応じて)

※コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については 構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式8】の写しを 添付すること。

- ※【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。
- ※提出部数: 応募申請書1部、その他については各7部。

(原本1部、残り6部は原本写しを提出)

- ※コンソーシアムの場合の書類の綴り方については、企業ごとでまとめるのではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式ごとにまとめて綴ること。
 - 例) O 様式4(企業A、企業B)、様式5(企業A、企業B)
 - × 企業A(様式4、様式5)、企業B(様式4、様式5)

7 企画書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

8 審査の方法

- (1) 応募数が6社以上の場合は、流通・加工推進課において1次審査(書類審査)を行い、上位5社について2次審査(書類審査)を行う。応募者が5社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部流通・加工推進課に設置する 企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目

的、3の応募参加資格等はもとより、関係専門的視点から検討を加えた 後、採点する。

- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
 - (今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証する ものではありません。)
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、令和3年6月2日 (水)にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下 の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。

公表を行う事項は以下の通りとする。

- ア 最優秀提案者とその評価点
- イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
- ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
- エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと 判断される場合は、選定後でも失格とする。

9 評価基準

(1) 基本認識

卸売市場における現状と課題に関する基本的認識を有しているか。また、施設整備に関する民間資金等活用に向けた調査研究に係る業務のノウハウを有しているか。

- (2) 企画提案書の内容
 - ア 事業目的の理解度

本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を 伴っているか。

ウ事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

- (3) 業務遂行体制・業務実績の評価
 - ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制(人員配置、対応人数)、 役割分担、責任体制が明確になっているか。
 - イ 類似業務等実務実績は十分か。
- 10 スケジュール(予定)

令和3年4月 30日(金) 公募開始 5月 14日(金) 質問締切 5月 20日(木)17:00 参加申込締切 5月 26日(月)17:00 企画提案締切 6月 1日(火) 企画提案審査会(予定※)

6月 1日(火) 企画提案番金会

6月 2日(水)以降 採択決定 6月 初旬以降 契約 ※ 企画提案審査会については、新型コロナウイルス感染症等の影響により 開催が困難な場合には、開催に代えて、書面審査その他の方法により審議 を行う場合があります。

11 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング等への出席に要する費用は応募者 の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) プレゼンテーションに際しては、4(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けしません。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により企画提案審査会の開催が困難な場合には、開催に代えて、書面審査その他の方法により審査を行う場合がありますので、その点に留意し、提出書類の作成をお願いします。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しません。
- (6) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

12 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、 契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条 第 2 項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は 一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について(抜粋)

- 101条 地方自治法施行令第 167条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額))の 100分の 10以上とする。
- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規 定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したと き。
 - (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、こ

れらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される とき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (III) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用 契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 13 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先 沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 流通政策班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁9階)

電話番号:098-866-2255 FAX:098-862-7519

Eメール: <u>aa048600@pref.okinawa.lg.jp</u>

担当: 宮城、仲西